

総社市政策監の設置等に関する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第29号

総社市政策監の設置等に関する条例

(設置)

第1条 総社市の重要施策の迅速かつ円滑な推進を図るため、常勤の特別職として政策監を置くことができる。

(定数)

第2条 政策監の定数は、1人とする。

(任命)

第3条 政策監は、市長が議会の同意を得て任命する。

(任期)

第4条 政策監の任期は、2年とする。

(職務)

第5条 政策監の職務は、次のとおりとする。

(1) 特命事項に関すること。

(2) その他規則で定める事項

(給与)

第6条 給与の額及び支給方法は、市長が別に条例で定める。

(旅費)

第7条 政策監の旅費については、総社市の特別職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 政策監の任命に関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(総社市政策監設置条例の廃止)

3 総社市政策監設置条例(平成21年総社市条例第2号)は、廃止する。